

ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用の背景：会計および会計環境の変化を中心として

潮崎，智美

<https://doi.org/10.15017/3000268>

出版情報：経済論究. 109, pp.81-92, 2001-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用の背景

——会計および会計環境の変化を中心として——

潮 崎 智 美

目 次

1. はじめに
2. 国内的要因
 - 2-1 ドイツ会計制度におけるIAS/US-GAAP受入
 - 2-2 企業金融形態および経営者意識の変化
3. 国外的要因
 - 3-1 SECによる国際的会計基準の選別
 - 3-2 EUによるIAS受入表明
4. おわりに

1. はじめに

資本市場のグローバリゼーションを推進力として、現在、世界的規模で進行している会計基準の国際的調和は、1980年代以降、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) を中心に進められてきた。英国の影響を受けたIASは、当初からアングロ・アメリカン型基準に位置付けられていたが、1990年代に入ると米国の影響が強くなり、IASは米国において一般に認められた会計原則 (US-Generally Accepted Accounting Principles: US-GAAP) に類似したものとなってくる。現在では、この二つの基準はともにグローバル・スタンダードとして認められているが、その一方で競合関係にもある。このような複雑な状況において、会計基準の国際的調和化とはアングロ・アメリカン型基準であるIASおよび／またはUS-GAAP受入を意味しており、フランコ・ジャーマン諸国にとってより重大な問題となっている。

本稿は、会計基準の国際的調和をフランコ・

ジャーマン諸国によるアングロ・アメリカン型基準の受入問題として捉え、当該基準採用の背景や根拠などの受入側の具体的対応とその意義を、ドイツを例として説明する試みの一環である。

ここにおける目的は、近年ドイツ企業において急増しているIAS/US-GAAP採用という企業行動を、企業を取り巻く会計および会計環境¹⁾の変化との関連において検討することである。このような問題を取り上げる背景には、会計基準の国際的調和化への各国企業の対応を異ならせる要因をどこに求めることができるのか、という問題意識がある。事実、同じくフランコ・ジャーマン諸国に属するとされる国々の実務上の対応には、温度差がある。例えば、国別のIAS採用企業数は、ドイツにおいては161社、スイスでは106社にものぼるが、フランスは34社、イタリアは19社、日本企業に至っては10社に過ぎない (IASC [2000])。このような対応の相違を探るためには、当該基準採用が企業を取り巻く会計および会計環境のどのような変化のなかで起こっているのかを、各国固有の状況に照らして検討する必要がある。

この目的のために、本稿では、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用に影響を与える要因を国内的要因および国外的要因に分け²⁾、ドイツ企業による積極的なIAS/US-GAAP採用の背景を探る。まず続く第二節において、ドイツの国

1) 会計と会計環境、およびその関係についての本稿の分析視角は、徳賀 [2000] に依拠している。

内的要因を検討することから、会計基準の国際的調和化へ向けた変化がどこにおいてどのような生じている（生じた）のかが分析される。この検討を通じて、国内の制度的受入措置によりドイツ企業はIAS/US-GAAP採用に対する機動性を有することができ、ドイツ企業による当該基準採用へのインセンティブは企業金融および経営者意識という会計環境要因の変化によって促されていることを明らかにする。

ここにおいて留意すべきは、IAS/US-GAAP採用という企業行動に際する選択には、IAS/US-GAAPを採用するかどうか、そしてIASとUS-GAAPのどちらを採用するかといった二つの選択問題が内在している点である。特に後者の選択問題には、国外的要因が大きく作用している。

そこで、続いて第三節では、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用に影響を与える国外的要因のなかでも特に重要性の高まっている、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）による国際的会計基準の選別、および欧州連合（European Union: EU）によるIAS受入表明といった要因についても検討を加える。

本稿を通じて行われるのは、IAS/US-GAAPを採用するかどうか、そしてそのどちらかを採用するか、というドイツ企業の二つの選択に影響を与える要因の検討である。つまり、それは会計基準の国際的調和化という動態のなかでドイツ会計制度・実務における変化と連続を見極める作業でもある。国際的調和化の流れのなかで、各国会計の何が不変²⁾で何が可変であるかを

を確定する作業は、会計の普遍性と固有性を析出する手がかりとなるであろう。

2. 国内的要因

ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用は、国内外の様々な要因の影響を受けて急増している。本節では、国内的要因に焦点を当て、制度的要因および会計環境要因という二つに分けて検討する。

2-1 ドイツ会計制度におけるIAS/US-GAAP受入

ドイツ企業は、まずドイツ国内において、商法典（Handelsgesetzbuch: HGB）、株式（会社）法（Aktiengesetz: AktG）、証券取引所法（Börsengesetz: BörsG）、証券取引所上場認可命令（Börsenzulassungsverordnung: BörsZulV）などから構成されるドイツ会計制度の適用を受ける（Ordeltz and Pfeff [1994]）。故に、国内の制度的要因はドイツ企業の行動に最も影響を与える要因といってよい。ドイツ会計制度の近年の変化のなかでIAS/US-GAAPの受入という点から注目すべきは、①HGBにおけるIAS/US-GAAP受入、②ドイツ会計基準委員会による連結会計基準の設定、③ノイア・マルクト上場企業に対するIAS/US-GAAP準拠要求である。本項ではまず、これらの要因を検討し、ドイツ会計制度におけるIAS/US-GAAPの位置付けおよびドイツ会計制度の調和方法の特徴を明らかにした後、それを他国のものと比較することから、ドイツ会計制度が採用する調和方法がドイツ企業のIAS/US-GAAP採用にどのような作用しているのかを明らかにしていきたい。

2) ただし、ここで国際的要因としたものが直接的・間接的に国内的要因に影響を与えている場合やその逆の場合があるため、国内的要因と国際的要因を明確に線引きすることは困難である。

3) ただし、絶対的不変ではあり得ないということはいうまでもない。

① HGBにおけるIAS/US-GAAP受入

まず第一に、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用を容易にしているのは、HGBにおけるIAS/US-GAAP受入という制度的措置である。それは、1998年4月に施行された「資本調達促進法 (KapAEG)⁴⁾」によってHGBが改正 (第292a条新設) されたことに端を発する。当該法は、ドイツ企業が二つの基準に準拠した財務諸表を作成しなければならないといった状況から生じる国際的競争力低下を防止するために制定されたものである。このHGB改正により、取引所上場親会社の連結財務諸表に対してHGB準拠義務が免除され、IASまたはUS-GAAPへの準拠が認められるようになった (ただし当該法は2004年12月31日までの時限立法である)。

その後、HGB第292a条で定められた適用範囲は、2000年3月制定の「資本金会社および無限責任社員指令法 (KapCoRiLiG)⁵⁾」により拡張されることになる。すなわち、「証券取引法 (Wertpapierhandelsgesetz) 第2条第5項の意味する組織化された市場を、当該会社またはその子会社により発行された、証券取引法第2条第1項の意味する有価証券を通じて利用する親会社」の連結財務諸表に対してIAS/US-GAAP採用が認可されるようになった。ここにおいて、該当企業は、国内での連結財務諸表作成義務を果たすために、HGB、IAS、またはUS-GAAPのいずれの基準を採用することもでき、その選択は企業に委ねられている。

② ドイツ会計基準委員会による連結会計基準の設定

「企業領域統制透明化法 (KonTraG)⁶⁾」に

よって制定・改正されたHGB第342条のもとに、1998年5月15日設立されたドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee: DRSC) は、連結会計に関する会計基準を作成し、会計規定に関する立法行為に際して連邦法務省に助言を与え、国際的な会計基準設定機関においてドイツを代表するといった権限を有する。ドイツ会計制度のIAS/US-GAAP受入という観点から重視すべきは、このDRSCが作成するドイツ会計基準 (Deutscher Rechnungslegungs Standard: DRS) であろう。図表1に示しているように、DRSCは2000年以降急速に会計基準を作成・公表しており、これらの基準がドイツの会計ルールを実質的にIAS/US-GAAPに近づけていくことになる。

③ ノイア・マルクト上場企業に対するIAS/US-GAAP準拠要求

フランクフルト証券取引所併設のノイア・マルクトは、独自の上場要件 Regelwerk Neuer Markt を有し、財務諸表の作成に関して規定されたその第2章第4.1.2条および第7.2.2条において、上場企業に対してIASまたはUS-GAAPに完全に準拠するか、または調整表により当該基準に準拠することを要求している (ただし、ここにはノイア・マルクト上場企業がIAS/US-GAAPのどちらの基準を選ぶべきかに関する要件は示されていないため、IASかUS-GAAPかといった選択は企業に委ねられている)。1999年8月末時点において、ノイア・マルクト上場企業はIAS/US-GAAP採用企業全体の約半数を占めており、ノイア・マルクトへの上場がドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用の重要な根拠のひとつとなっている (詳しくは、拙稿[2000a])。また、後述するように、現在欧

4) Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz.

5) Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Gesetz. 当該法律の成立過程や内容の詳細は、稲見 [2000] を参照されたい。

6) Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich.

図表 1 DRSCの公表物*

	タイトル	公表日
DRS 1	HGB第292a条に基づく免責連結財務諸表	2000年 7 月22日
DRS 2	キャッシュ・フロー計算書	2000年 5 月31日
DRS 2-10	金融機関のキャッシュ・フロー計算書	2000年 5 月31日
DRS 2-20	保険会社のキャッシュ・フロー計算書	2000年 5 月31日
DRS 3	セグメント別報告	2000年 5 月31日
DRS 3-10	金融機関のセグメント別報告	2000年 5 月31日
DRS 3-20	保険会社のセグメント別報告	2000年 5 月31日
DRS 4	連結財務諸表における企業取得	2000年12月30日
E-DRS 5	リスク報告	2000年11月24日
DRS 5-10	金融機関および金融サービス機関のリスク報告	2000年12月 8 日
E-DRS 5-20	保険会社のリスク報告	2000年12月 8 日
DRS 6	中間財務報告	2001年 1 月11日
E-DRS 7	連結資本の表示	2000年10月 2 日
E-DRS 8	連結財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理	2000年11月 8 日
Pos-1	ストック・オプション・プランおよびそれに類する報酬形態の会計処理	2000年 6 月 8 日
Pos-2	保険会社の連結会計	2000年 4 月18日
E-Disk-1	企業取得に関する統一的会計処理	1999年 6 月23日

DRS (Deutscher Rechnungslegungsstandard) : ドイツ会計基準

Pos (Positionspapier) : 意見表明書

Disk (Diskussionspapier) : ディスカッション・ペーパー

E (Entwurf) : 草案

* 基準設定は、実質的には、DRSCの内部機関であるドイツ会計基準設定審議会 (Deutscher Standardisierungsrat: DSR) により行われる。

出所: DRSC [2001].

州においてIAS/US-GAAPへの準拠を要求する取引所はなく、これがドイツ会計制度の特徴のひとつとなっている。ノイア・マルクトが1997年3月の開設以来2000年12月までに332社の上場企業を数えるヨーロッパ最大のベンチャー市場に成長していることから、ドイツ企業による当該基準採用企業数の増加は、ノイア・マルクトの市場の拡大によって後押しされているといえよう。

これらのことを総合してみると、ドイツ会計制度におけるIAS/US-GAAP受入対象が、今のところは「市場指向 (markt-orientiert: market oriented)」企業に限定されているということが分かる。また、ドイツ会計制度の国際的調和の方法は、適用範囲を限定して「基準の共有」⁷⁾を

した上で、ドイツ基準を実質的に国際的基準に近づけていく方法であることも分かる。具体的には、HGBにおいて市場指向企業の連結財務諸表に限定してIAS/US-GAAP採用を認め、基準の共有を図る一方で、DRSCによる連結会計基準の作成によって国内基準を実質的に変化させるというアプローチである⁸⁾。

この方法は他の欧州諸国と同一路線にある調和方法であるが、ドイツは次の点で欧州諸国の先を行く受入体制を採っている。図表2に示

7) 会計基準の国際的調和化は、「各国基準における弾力性の縮小」および「各国基準間の相違の減少(基準の共有)」という二つの要素によって達成される (徳賀[2000], 第5章)。

8) この点に、同じフランコ・ジャーマン諸国とはいえ「基準の共有」をすることなく調和化を進めようとしている日本における調和方法との相違が見られる。

しているように、欧州諸国では、外国登録会社に対して概ねIASまたはUS-GAAP採用を認めている。しかしながら、半数以上の国で自国上場企業に対しては自国基準への準拠を要求する状況にある。このような状況のなかで、ドイツの対応の特徴は、次のものである。

・外国登録会社だけでなく自国上場会社に対し

てもIASまたはUS-GAAPの使用を許可している。

・IASまたはUS-GAAP準拠を要求する取引所ノイア・マルクトを有する。

以上検討してきたように、ドイツ制度におけるIAS/US-GAAP受入に関わる三つの制度的要因に、ドイツ企業の当該基準採用に対する機

図表2 連結財務諸表に対するIASおよびUS-GAAPの使用

国名	自国上場会社	外国登録会社
オーストリア	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ¹	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ¹
ベルギー	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ²	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ³
デンマーク	自国基準に準拠しなければならない ⁴	IASを採用してもよい ⁵
フィンランド	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ³	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ³
フランス	自国基準に準拠しなければならない ⁶	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい
ドイツ	<u>IASまたはUS-GAAPを使用してもよい^{3,7}</u>	<u>IASまたはUS-GAAPを使用してもよい⁷</u>
ギリシア	自国基準に準拠しなければならない	採用できない
アイルランド	自国基準に準拠しなければならない	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい
イタリア	自国基準に準拠しなければならない ⁸	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ⁹
ルクセンブルク	IASを採用してもよい ¹⁰	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ¹¹
オランダ	自国基準に準拠しなければならない ⁴	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい
ポルトガル	自国基準に準拠しなければならない	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ⁵
スペイン	自国基準に準拠しなければならない	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ¹²
スウェーデン	自国基準に準拠しなければならない	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい
スイス	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい ¹⁰	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい
イギリス	自国基準に準拠しなければならない	IASまたはUS-GAAPを使用してもよい

- 1 A-MarketまたはAustrian Growth Marketに上場する場合、2001年4月以降IASまたはUS-GAAPに準拠しなければならない。
- 2 経済省による認可を条件として、「国際的環境」で経営・競争している企業に対しては自国基準からの逸脱が許されている。
- 3 一定の制限を条件とする。
- 4 準拠義務のある自国基準との間に重要な相違がない場合には、IASに準拠することができる。
- 5 自国法／規制のもとで認められる場合のみ。
- 6 準拠義務のある自国基準との間に重要な相違がない場合には、IAS（または2002年まではUS-GAAP）に準拠することができる。
- 7 German Growth Market（ノイア・マルクト）に上場する場合、IASまたはUS-GAAPに準拠しなければならない。
- 8 自国基準に言及がない場合には、IASに準拠しなければならない。
- 9 EU登録会社は、自国の法／規制のもとで認められている場合のみIASまたはUS-GAAPを使用してもよい。その他の会社はIASまたはUS-GAAPを使用してもよい。
- 10 自国基準にも準拠しなければならないが、これは一般に容易に達成される。
- 11 EUに登録していないとしても、EC指令にも準拠または調整しなければならない。
- 12 EU登録会社は、自国の法／規制のもとで認められている場合のみIASまたはUS-GAAPに準拠してもよい。その他の会社はスペイン基準への調整表を示さなければならない。

注：下線は引用者による。

出所：KPMG [2000], p.4.

図表 3 伝統的な会計環境要因の相違

	ドイツ (フランク・ジャーマン型)	アングロ・アメリカン型
法制度	成文法 会計ルールは立法化される	判例法 会計ルールは職業会計人によって作成される
企業金融	銀行による間接金融が支配的 個人投資家の重要性が低い	資本市場での直接金融が支配的 個人投資家の重要性が高い
税制度	財務会計と税務会計が緊密に結びついている	財務会計と税務会計は分離している
基準設定主体	議会 (パブリック・セクター)	私的機関 (プライベート・セクター)

出所：Glaum/Mandler [1996], S.28, Glaum [2000], p.27, および徳賀 [2000], 106頁より作成。

動力の高さの根拠を見い出すことができる。それは、まずもって「基準の共有」をした上で、実質的に基準を変更していくという調和方法を採ることにより可能となるものである。ただし、このような調和方法を採ることによるメリットと同時にデメリットもあることも認識しておかねばならない。制度上複数の基準が認められているため、ドイツ国内には、ドイツ基準、IAS、またはUS-GAAPを採用する企業が混在する結果となり、企業間の比較可能性が阻害されている可能性がある（詳しくは、拙稿 [1999]）。

2-2 企業金融形態および経営者意識の変化

各国の会計を特徴付ける会計環境要因は、例えば、法制度や企業金融をはじめとして、植民地関係、職業会計人、インフレーション、文化など数多くある（これらの諸要因、およびそれと会計との具体的関連について詳しくは、徳賀 [2000], 第4章を参照）。図表3に示されているように、ドイツはフランク・ジャーマン型会計に属する一国として、成文法に基づく法制度、銀行からの間接金融といった企業金融、財務会計と税務会計とが密接な関係にある税制度、パブリック・セクターによる会計基準設定主体といった会計環境要因を有すると説明されてきた（Glaum/Mandler [1996], Glaum [2000], Roberts *et al.* [1998], 徳賀 [2000] など）。

このような伝統的会計環境要因のなかで、近

年、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用増加とともに変化している要因がある。

まず、各国の会計のあり方を大きく規定する会計環境要因のひとつである企業金融の形態が、現在ドイツにおいて大きく変化している。伝統的に相対型間接金融を採っていたドイツの企業金融形態が、市場型直接金融へと移行しているのである。図表4によれば、ドイツの全証券取引所における国内上場企業数は1997年頃から伸びを見せ始め、1999年になると前年度比192社増と一気に躍進する。同様の傾向は株式時価総額についても見られ、ドイツ市場が近年急速に拡大していることが分かる。

図表 4 ドイツの全証券取引所における上場企業数および株式時価総額

年 度	国内企業	外国企業	合 計	株式時価総額
1995	678	944	1,622	422,523
1996	681	1,290	1,971	528,713
1997	700	1,996	2,696	758,681
1998	741	2,784	3,525	931,626
1999	933	7,681	8,614	1,428,873

出所：Deutsche Börse [1999], p.24.

上場企業数の伸びは特にノイア・マルクト上場企業について目覚ましい。その新規株式発行企業数は、1997年3月の開設以来、1997年：12社、1998年：41社、1999年：131社と急増し（Deutsche Börse [1999], p.21）、2000年12月現在、全上場企業数は332社を数えている（Neuer

Markt [2000])。

この他にも、ドイツにおける一般的企業形態である有限会社を株式会社に変更するといった変化も見られており(日経ビジネス[2000], 132頁), さらに, 含み益に対して課税されないという近年の税制改革措置を受けて, ドイツ大銀行は持ち合い株を市場に放出すると予測されている。

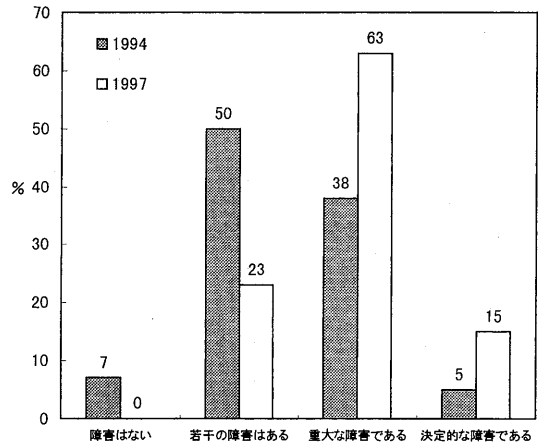
このような企業金融の変化は, 欧州通貨統合やEU委員会およびドイツ政府による資本市場振興策といった国内的・国際的要因と不可分ではない⁹⁾。つまり, ドイツは市場活性化のひとつの手段としてIAS/US-GAAPを受け入れているのであって, それはドイツの場合かなりの程度成功しているといえるだろう。

一方, 経営者の意識にもまた大きな変化が生じている。1994年および1997年の二度にわたりドイツ大企業の財務担当重役の意識調査を行い, その変化を検討したGlaum [2000] において, 特に注目すべき意識変化は次の点である。

ドイツ株への国際的需要という点から見て, ドイツの連結財務諸表をHGBに準拠して作成することは障害であるかどうか, という問いに対して, 1994年の時点では, 「重大な障害である」, 「決定的な障害である」と回答した者の割合は順に38%, 5%であったが, 1997年になると, その割合は63%, 15%へと増加している(図表5)。

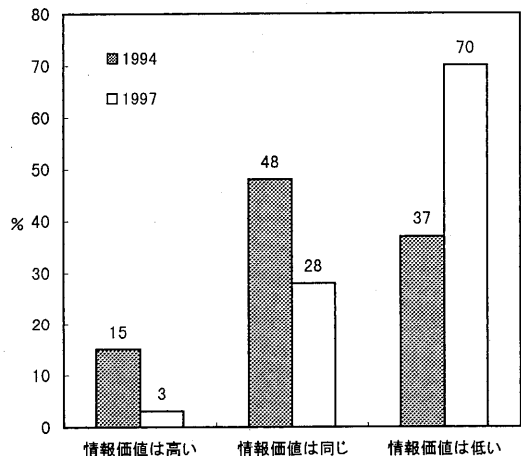
HGB準拠の財務諸表は, US-GAAP準拠の財務諸表と比較して, 投資家にどのような情報価値を与えるかという問いに対して, 1994年には約半数の回答者が「情報価値は同じ」と考えていたのに対し, 1997年になると70%の回答者が

図表5



出所: Glaum [2000], p.34.

図表6



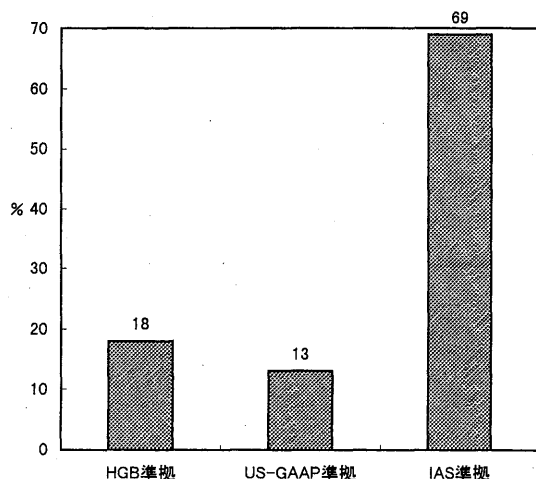
出所: Glaum [2000], p.35.

HGB準拠の方が「情報価値は低い」と考えるようになった(図表6)。

1997年において, 少なくとも5年後にはドイツの上場企業はその連結財務諸表においてHGB, US-GAAP, またはIASのいずれに準拠するようになるであろうかという問いに対して, 「IAS準拠」と考える回答者が全体の約七割を占め, 「HGB準拠」の18%, 「US-GAAP準拠」の13%を押さえた(図表7)。

9) この視角からドイツ会計制度を分析したものとして, 佐藤[2000]などがある。さらに, 外生的会計ルールの政策的導入については, 徳賀[2000]。

図表 7



出所：Glaum [2000], p.41.

このような経営者の意識変化が、ドイツ企業をIAS/US-GAAP採用へ向かわせていると考えられる。

以上のように、ドイツの会計環境要因のなかで、企業金融形態および経営者意識という二つの要因が特に大きく変化している。限られた要因のみが変化しているということは、会計環境要因には、可変性という点でハードな性質を持つものとソフトな性質を持つものがあることを意味する。

最後に、ドイツにおける会計環境要因の変化として、会計基準設定主体を取り上げなかった理由について言及しておく必要がある。周知のとおり、ドイツにおいては1998年プライベート・セクターであるDRSCが設立された。しかしながら、DRSCの有する会計基準設定の権限は連結会計に限定されており、さらに基準設定において最終的に法務省の認可を必要とするため、アングロ・アメリカン型と同様の基準設定主体として独立の権限を有するとはみなされない。それ故、ドイツにおける会計基準設定主体は変わらずパブリック・セクターに掌握されて

おり、現在のところ、この会計環境要因に根本的な変化を見出すことはできないのである。ただし、DRSCの有する権限のひとつである「連邦法務省への助言」が、基準設定において「助言」以上の影響力を有するようになれば、今後、この要因に変化が生じる可能性はある。

本節を通じて検討してきたように、ドイツ国内では、IAS/US-GAAPを市場指向企業の連結財務諸表に対して受け入れるというドイツ国内の制度的措置が講じられ、相対型間接金融から市場型直接金融への企業金融形態の変化、経営者のHGB準拠の連結財務諸表に対する意識変化が起こっている。このような環境において、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用は急増しているのである。

3. 国外的要因

ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用に影響を与える会計環境の変化のなかで、国外的要因として特に注目すべきは、①SECによる国際的会計基準の選別、および②EUのIAS受入表明である。前者は「政治的・経済的なヘゲモニーを有する国の影響」としての国外的要因、後者は「政治的関係の緊密さに基づく国（ここでは「機関」の意—引用者）の影響」としての国外的要因であると位置付けられよう（ともに徳賀 [2000], 107頁）。この二つの要因は、特にIASかUS-GAAPかといった企業の基準選択に関わっている。

3-1 SECによる国際的会計基準の選別

すでに別稿において示したように、NYSE上場企業は、1998年8月末においてUS-GAAP採用ドイツ企業全体の約15%を占めており、ドイツ企業のUS-GAAP採用を根拠付ける重要な一

要因となっている(拙稿[2000a])。しかしながら、NYSE上場は近年に至るまでそれ程普及した実務ではなかった。つまり、NYSEは数年前までドイツ企業が外国市場に上場する際の一般的な選択肢ではなかったのである。図表8に見られるように、ドイツ企業は外国市場での上場にあたって、多くの場合、欧州諸国、とりわけドイツ語圏の近隣諸国であるスイス、オーストラリアを選択していた。米国市場に上場する企業も少なからずあるが、それはDaimler-Benz社を除いて、US-GAAPへの準拠が要求されない店頭市場(Over-the-Counter: OTC)への上場であった。

図表8 ドイツ企業の外国証券取引所上場(1994年末)

証券取引所	国名	上場企業数
バーゼル	スイス	38
チューリッヒ	スイス	37
ジュネーブ	スイス	37
ウィーン	オーストリア	25
OTC(店頭市場)	米国	21
パリ	フランス	15
ロンドン	英国	12
アムステルダム	オランダ	12
ブラッセル	ベルギー	10
アントワープ	ベルギー	9
ルクセンブルク	ルクセンブルク	7
東京	日本	7
マドリッド	スペイン	3
ミラノ	イタリア	3
バルセロナ	スペイン	3
ビルバオ	スペイン	1
ストックホルム	スウェーデン	1
NYSE	米国	1
シンガポール	シンガポール	1

出所: Deutsche Börse [1994], S.132 (Glaum/Mandler [1996], S.57) より作成。

主要なフランコ・ジャーマン諸国のなかで最後までNYSE上場を見送ってきたドイツ企業が、初めてNYSEに上場したのは、1993年10月Daimler-Benz社によるものである。現在では12

社が上場するまでになり(図表9)、さらにはドイツの国際的大企業であるBayer社、Commerzbank、Dresdner Bank、Siemens社、Thyssen Krupp社などが、NYSE上場を計画中であるという(日経ビジネス [2000], 133頁)。

図表9 NYSE上場ドイツ企業

企業名	上場日
Daimler-Benz	1993/10/05
(DaimlerChrysler	1999/10/26)
SGL Carbon	1996/06/05
Pfeiffer Vacuum Technology	1996/07/16
VEBA*	1997/08/10
Fresenius Medical Care	1996/09/17
Deutsche Telekom	1996/11/18
Hoechst*	1997/09/24
E.ON	1997/10/08
SAP	1998/08/03
Epcos.com	1999/10/15
Infineon	2000/03/13
BASF	2000/06/07
Schering	2000/10/12
Allianz	2000/11/03

*現在の上場廃止。

出所: NYSE [2000] より作成。

このように、NYSEをはじめとする米国市場への上場を検討するドイツ企業が増加するなか(例えば、Bayer社は、NYSE上場の目的として、株式交換による米国企業買収手段の確保、ストック・オプションを使った報酬制度の拡大、株主の国際化を挙げている)、国際的基準としてIASを認めるか、それともUS-GAAPかといったSECによる国際的基準の選別は、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用に大きな影響を与えている。その状況は次の通りである。

2000年5月17日、IASCコア・スタンダーズが証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)によって承認され、外国会社がIOSCO加盟国の証券取引所に上場する際、IASに準拠した財務諸

表の提出が認められる前提条件が整った。これに先立ってIOSCOへ参加する米国の機関であるSECは、2000年2月16日『SEC概念通牒：国際会計基準』¹⁰⁾を公表した。これは、SECのIASに対する見解を明らかにするために質問書を公表し、パブリック・コメントを求めることを目的としたものである。つまり、これまで断固として外国会社に対する米国基準への準拠を要求してきたSECは、今、IASを認めるかどうかという立場からUS-GAAPかIASかという問題に直面しているのである。

SECがIASを認めた場合、ドイツ企業にとって次のような影響がある：SECが外国企業に対してIASを受け入れた場合、US-GAAPではなくIASをもって米国市場¹¹⁾に上場できるようになる。つまり、米国基準への準拠の困難性を理由としてNYSE上場を断念していた企業にとって、NYSE上場が容易になることを意味する¹²⁾。ドイツ企業をはじめとして、NYSE上場を狙う多くの非米国企業が、国際的基準として選別されるのはIASなのかUS-GAAPなのか、その行方に注目しているのである。

3-2 EUによるIAS受入表明

EUは、1995年11月14日、『会計の調和化：国際的調和化に対する新戦略』¹³⁾を公表し、会計指令（EU Accounting Directives）をもってEU諸国の会計基準を調和するといったそれまでの会計戦略を、IASを用いて調和するといった方法へと変更した。このEUの会計制度戦略の変更

により、その後、EU会計指令とIASとが一致しているかどうかを調査した報告書が順次公表された。そして、2000年6月13日には1995年の会計戦略を最新化した『EU財務報告戦略：将来の進路』¹⁴⁾を公表し、2000年末までに規制市場に上場するすべてのEUの会社に対してIAS準拠の「連結財務諸表」の作成を要求する提案をし、遅くとも2005年までに施行する¹⁵⁾ことを明らかにした。ここにおいて適用対象とされているのは、規制市場への上場企業であるが、EC委員会は、その加盟国がその適用対象を非上場企業にまで拡大するだろうと予測している。

このことがドイツ企業に与える影響として、次のことが考えられる。ドイツ企業は、現在、国内制度上、ドイツ基準に代わりIAS/US-GAAPを採用することもできる（その採用は任意である）が、EUおよびドイツの両方でこの提案が制度化された場合には、IAS準拠の連結財務諸表を作成しなければならない（義務化する）。今のところEU委員会だけでなく、ドイツ議会を通過するかどうか、通過したとしてもそれがいつになるかは定かではないが、制度的にIAS採用が求められる方向にあるのは確かである。このような状況は、自国基準を採用しつづけるか、それとも国際的基準を採用するか、採用するとすればIASかUS-GAAPかといった選択を迫られている企業の会計基準選択政策¹⁶⁾に、影響を及ぼすことになる。

10) SEC [2000].

11) ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ナスダック（NASDAQ）、アメリカン証券取引所（AMEX）。

12) KPMG [2000] の調査からも明らかであるように、欧州企業にとってIAS採用はUS-GAAP採用よりも容易であると考えられている。

13) Commission of the European Communities [1995].

14) Commission of the European Communities [2000].

15) 採用される基準がUS-GAAPではない理由として、当該基準が米国のみの思考により作成されたものであること、米国の訴訟環境を反映した非常に詳細なものであること、SECの干渉から分離できないことなどが挙げられている（EU [2000]）。

16) ドイツ企業の三大証券取引所における会計基準選択政策については、拙稿 [2000b] を参照されたい。

4. おわりに

本稿では、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用の背後にある会計および会計環境の変化を、国内的・国際的レベルで検討してきた。

第二節においては、国内的要因について検討し、ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用が、市場指向企業の連結財務諸表に対して当該基準を受け入れるというドイツ国内の制度的措置のもとに行われ、相対型間接金融から市場型直接金融への企業金融形態の変化、経営者のHGB準拠の連結財務諸表に対する意識変化とともに増加していることが明らかにされた。

また第三節においては、ドイツ企業によるNYSE上場が増加するなかでのSECによるIASの受入可能性の検討、および規制市場に上場する全EU企業にIAS採用を要求するというEC委員会の提案が、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用政策に影響を与えていることが明らかになった。このような環境において、ドイツ企業のIAS/US-GAAP採用は行われているのである。

このように、近年急増しているドイツ企業のIAS/US-GAAP採用は、本稿を通じて検討してきたような各国固有の会計および会計環境の動態において生じていることを認識しておかねばならない。今日進行中の会計基準の国際的調和化という世界的現象を、各国の会計および会計環境との関連において検討してみると、そこには各国の固有性もまた見られるのである。

参 考 文 献

- Born, K. [1997] *Rechnungslegung International*, Stuttgart: Schäffer Poeschel.
- Born, K. [1999] *Rechnungslegung nach IAS, US-GAAP und HGB im Vergleich*, Stuttgart: Schäffer Poeschel.
- C & L Deutsche Revision (Hrsg.) [1997] *Konzernabschlüsse '95—Ergebnisse einer Untersuchung von 100 großen Konzernen*, Düsseldorf: IDW-Verlag GmbH.
- Commission of the European Communities [1995] *Accounting Harmonisation: A New Strategy vis-à-vis International Harmonisation*, COM (1995) 508, Brussels, 14.11.1995.
- Commission of the European Communities [2000] *EU Financial Reporting Strategy: the way forward*, COM (2000) 359, Brussels, 13.06.2000.
- Förschle, G./M. Kroner/U. Mandler [1996] *Internationale Rechnungslegung: US-GAAP, HGB und IAS, 2. Auflage*, Bonn: Economica Verlag GmbH.
- Glaum, M. [2000] "Bridging the GAAP: the Changing Attitude of German Managers towards Anglo-American Accounting and Accounting Harmonization," *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 11, No.1, pp.23-47.
- Glaum, M./U. Mandler [1996] *Rechnungslegungs auf globalen Kapitalmärkten—HGB, IAS, und US-GAAP*, Wiesbaden: Gabler.
- KPMG [2000] *Global Financial Reporting IAS or US GAAP—European Survey*, KPMG International.
- Ordelheide, D. [1998] *Internationale Rechnungslegung und Bilanzanalyse, 2. Auflage*.
- Ordelheide, D. and D. Pfaff [1994] *Germany*, London and New York: Routledge.
- Pellens, B. [1998] *Internationale Rechnungslegung, 2. Auflage*, Stuttgart: Schäffer Poeschel.
- Radebaugh, L. H., G. Gebhardt and S. J. Gray [1995] "Foreign Stock Exchange Listing: A Case Study of Daimler-Benz," *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 6, No.2, pp.158-191.
- Roberts, C., P. Weetman and P. Gordon [1998] *International Financial Accounting—A Comparative Approach*, London: Financial Times Pitman Publishing.
- Securities and Exchange Commission [2000] *SEC Concept Release: International Accounting Standards*, Release Nos. 33-42430, 34-42430, 02.06.2000.
- 青木浩子 [2000] 『国際証券取引と開示規制』, 東京大学出版会。

- 稲見亨 [2000] 「資本公司 & Co. 指令法 (KapCoRiLiG) にみるドイツ会計制度の国際適応—商法典第292a条の修正に焦点を当てて—」, 『西南学院大学商学論集』, 第47巻第1号, 19-37頁。
- 大石桂一 [2000] 「デュー・プロセスに関する考察—会計基準設定プロセスの国際的調和に関連して—」 (第47回九州会計研究会報告配布資料)。
- 木下勝一 [2000] 「『ドイツ会計基準委員会』の設立の現代的意義」, 『会計』, 第157巻第2号, 65-78頁。
- 佐藤誠二 [2000] 「ドイツの会計国際化とEU金融・資本市場統合」, 『会計』, 第158巻第6号, 13-26頁。
- 潮崎智美 [1999] 「ドイツ会計制度における変化と連続—国際的調和化との関連において—」, 『公会計研究』 (国際公会計研究学会会誌), 第1巻第1号, 126-133頁。
- 潮崎智美 [2000a] 「ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態」, 『経済論究』 (九州大学大学院) 第107号, 55-68頁。
- 潮崎智美 [2000b] 「ドイツ企業の会計基準選択政策—3大証券取引所上場企業を中心として—」, 『九州経済学会論集』, 第38集, 135-140頁。
- 杉本徳栄 [1997] 「国際財務の新動向と国際財務報告」, 吉田寛・柴健次編『グローバル経営会計論』税務経理協会, 300-317頁。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』, 中央経済社。
- 日本証券経済研究所 [2000] 『図説ヨーロッパの証券市場』, 日本証券経済研究所。
- 森美智代 [1997] 『貸借対照表能力論の展開—ドイツ会計制度と会計の国際的調和化との関連において—』, 中央経済社。
- 森美智代 [2000] 「ドイツにおける資本市場活性化政策のもとでの会計制度の動向—会計制度の変革と企業への影響を中心として—」 (日本会計研究学会第59回大会報告配布資料)。

参 考 資 料

- CCH Educational Staff Publication [2000] *SEC Handbook Rules and Forms for Financial Statement and Related Disclosures, As of December 1999*, Chicago: CCH Incorporated.
- Deutsche Börse [1994] *Fact Book*.
- Deutsche Börse [1999] *Fact Book 1999*.
- Deutsche Börse [2000]
<http://www.deutsche-boerse.com/>.

- Deutsches Rechnungslegungsstandards Committee [2001]
<http://www.drsc.de/>.
- European Union [2000]
<http://europa.eu.int/>.
- International Accounting Standards Committee [2000]
<http://www.iasc.org.uk/>.
- Neuer Markt [2000]
<http://www.neuer-markt.de/>.
- New York Stock Exchange [2000]
<http://www.nyse.com/>.
- Securities and Exchange Commission [2000]
<http://www.sec.gov/>.
- 日経ビジネス, 2000年2月14日号。